

# 第 8 期 佐久穂町介護保険事業計画（概要版）

（令和 3 年度～令和 5 年度）

## ○「介護保険事業計画」とは？（第 1 章）

平成 12 年に「介護保険制度」がスタートして以来、国が定めた「介護保険法」に基づき、町の介護保険事業の運営と高齢者福祉施策などについて定めた計画です。

3 年間で 1 期とし、第 8 期となる本計画は、令和 3 年度から令和 5 年度までを計画期間としています。

本計画では、町の高齢者人口や要介護認定者数などの推計から、今後、必要となる介護保険サービスや日常生活支援サービス等の見込量を検討し、高齢者やそれを支えるご家族にとって安心して生活を維持できるような施策の推進を目指しています。

計画の策定にあたっては、「佐久穂町高齢者福祉推進委員会」や在宅要介護・要支援認定者と元気高齢者を対象とした「高齢者等実態調査（アンケート調査）」などの実施により、皆様のご意見を反映させていただいています。

## ○計画の体系（4つの基本目標）（第 2 章）

少子高齢化、核家族化が進み、高齢者のみの世帯の一層の増加が心配されるなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、次の 4 つを基本目標のもと、実施施策を項目ごとに整理し、さまざまな取り組みを展開します。

基本目標	実施施策	具体的な取り組み
元気で楽しく生活 できること	健康づくり・介護予防の推進	フレイル対策、健診の推進、地区健康教室など
	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）	介護予防・生活支援サービス事業、各種健康教室など
	高齢者の保健事業・介護予防の一体的実施	データを活用した後期高齢者の保健事業
安心して生活できること	生活支援サービスの充実	生活支援体制整備事業
	認知症高齢者ケアの推進	早期発見の取組 認知症学習会、相談事業など
	高齢者の権利擁護・虐待防止	成年後見制度の活用、虐待防止対策、相談窓口の設置
	地域支援事業（任意事業）	介護用品支給、配食サービス、緊急通報サービス、福祉タクシー券など 日常生活支援サービス

基本目標	実施施策	具体的な取り組み
自分らしく本人が望む生活ができること	介護サービスの質の向上・介護人材確保	指定事業所の指導、介護人材確保支援
	介護サービス基盤の整備	サービス基盤の整備、介護予防拠点整備事業など
	介護保険制度の安定的な運営	低所得者への負担軽減、高額サービス給付、給付等の適正化事業
お互いに認め合い、支え合うこと	地域包括ケアの深化と推進	在宅医療・介護の連携、生活支援体制整備事業、地域ケア会議など
	地域支援事業（包括的支援事業）	地域包括支援センターの運営、相談事業
	多様な生きがいつくり	高齢者クラブ、ボランティア制度、敬老事業
	高齢者の知識と経験を活かした社会参加の促進	シルバー人材センター、公民館活動、シニア大学など
	地域共生社会の実現に向けた取組の推進	サロン事業、ふれあいサポート、担い手育成など
	災害・感染症対策の推進	災害対策支援、感染症対策

### ○第8期の介護保険サービス見込量と保険料（第3章）

介護保険料は、介護保険事業計画の期別ごと（3年おき）に、将来的な保険給付費の推計値に基づいて保険料額を決定されます。

今後3年間の人口、65歳以上の被保険者数、要介護（要支援）認定者数などの推計を基に、必要な介護保険サービスの見込量を推計し、その財源となる保険料を算出します。

介護保険制度は、高齢になり介護が必要になってもご本人やご家族が安心して生活維持ができるよう支え合う相互扶助の制度です。少子高齢化により介護給付費が増加しております。安定した制度維持のためにご理解をお願いいたします。

#### ○人口・被保険者・要介護（要支援）認定者の推計

	R2	R3	R4	R5
人口	10,759	10,111	9,941	9,771
第1号被保険者数（65歳以上）	4,058	4,051	4,045	4,036
高齢化率	37.7%	40.1%	40.7%	41.3%
要介護（要支援）認定者数	732	732	734	738

○介護保険給付費（サービス利用に対する保険者の負担額）の推計

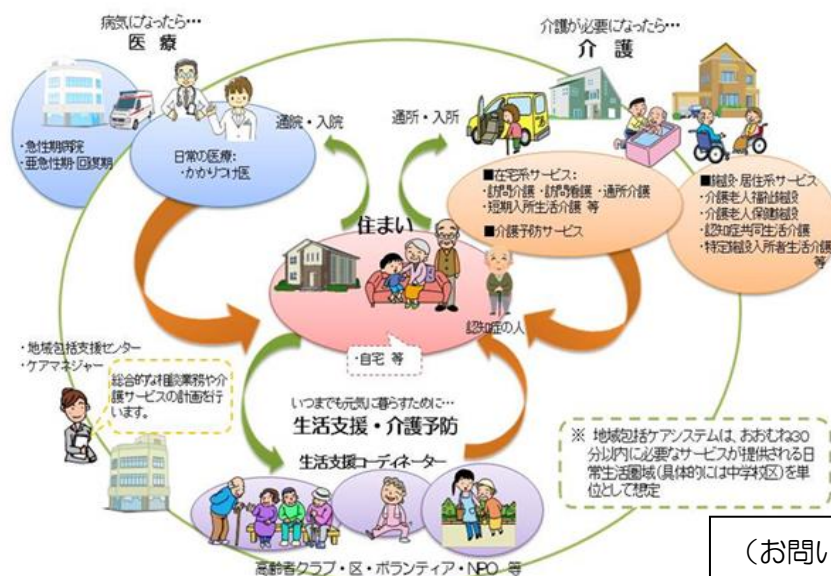
	R3	R4	R5
保険給付費（推計） <sup>①</sup>	1,430,313,656	1,459,089,428	1,490,938,981

○第8期保険料額 基準月額

	第7期	第8期
保険料基準額（月額）	5,600	5,900

○所得段階別保険料

所得段階	基準額に対する割合	保険料月額	保険料年額
第1段階	基準額×0.5（軽減後0.3）	2,950（1,770）	35,400（21,240）
第2段階	基準額×0.75（軽減後0.5）	4,425（2,950）	53,100（35,400）
第3段階	基準額×0.75（軽減後0.7）	4,425（4,130）	53,100（49,560）
第4段階	基準額×0.9	5,310	63,720
第5段階	基準額	5,900	70,800
第6段階	基準額×1.2	7,080	84,960
第7段階	基準額×1.3	7,670	92,040
第8段階	基準額×1.5	8,850	106,200
第9段階	基準額×1.7	10,030	120,360
第10段階	基準額×1.75	10,325	123,900



（お問い合わせ）

佐久穂町 健康福祉課

電話 0267-86-2528